

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

1 位置付け

老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定

2 目的

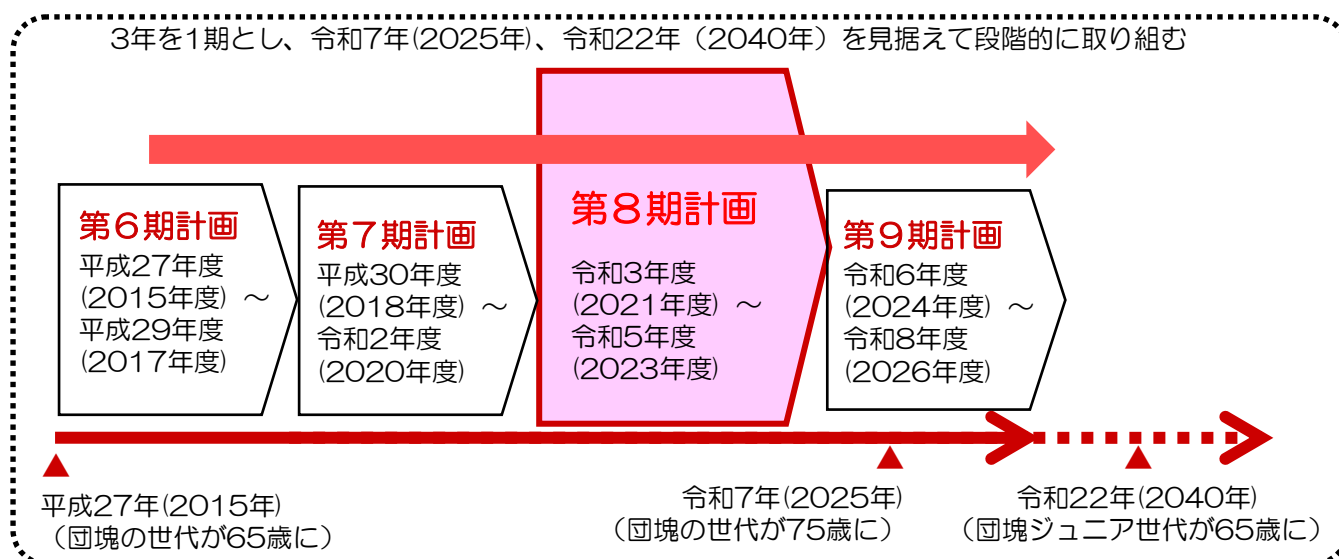
高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する計画として、取り組む課題を明らかにし目標等を定める。また、保険料・施設整備量等の設定を行う。

3 計画期間

介護保険法により3年を1期と定められている

第7期計画（現行） 平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）まで

第8期計画 令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）まで



4 本市の計画策定方法（裏面参照）

ア 策定機関

吹田健やか年輪プラン（吹田市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）推進専門分科会

【市内】吹田健やか年輪プラン推進本部（吹田市高齢者保健福祉施策・介護保険事業推進本部）

※吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については、第7期より、住み慣れた吹田のまちで、自分らしく健やかに年を重ねていただきたいとの願いを込めて、「吹田健やか年輪プラン」の愛称をつけています。

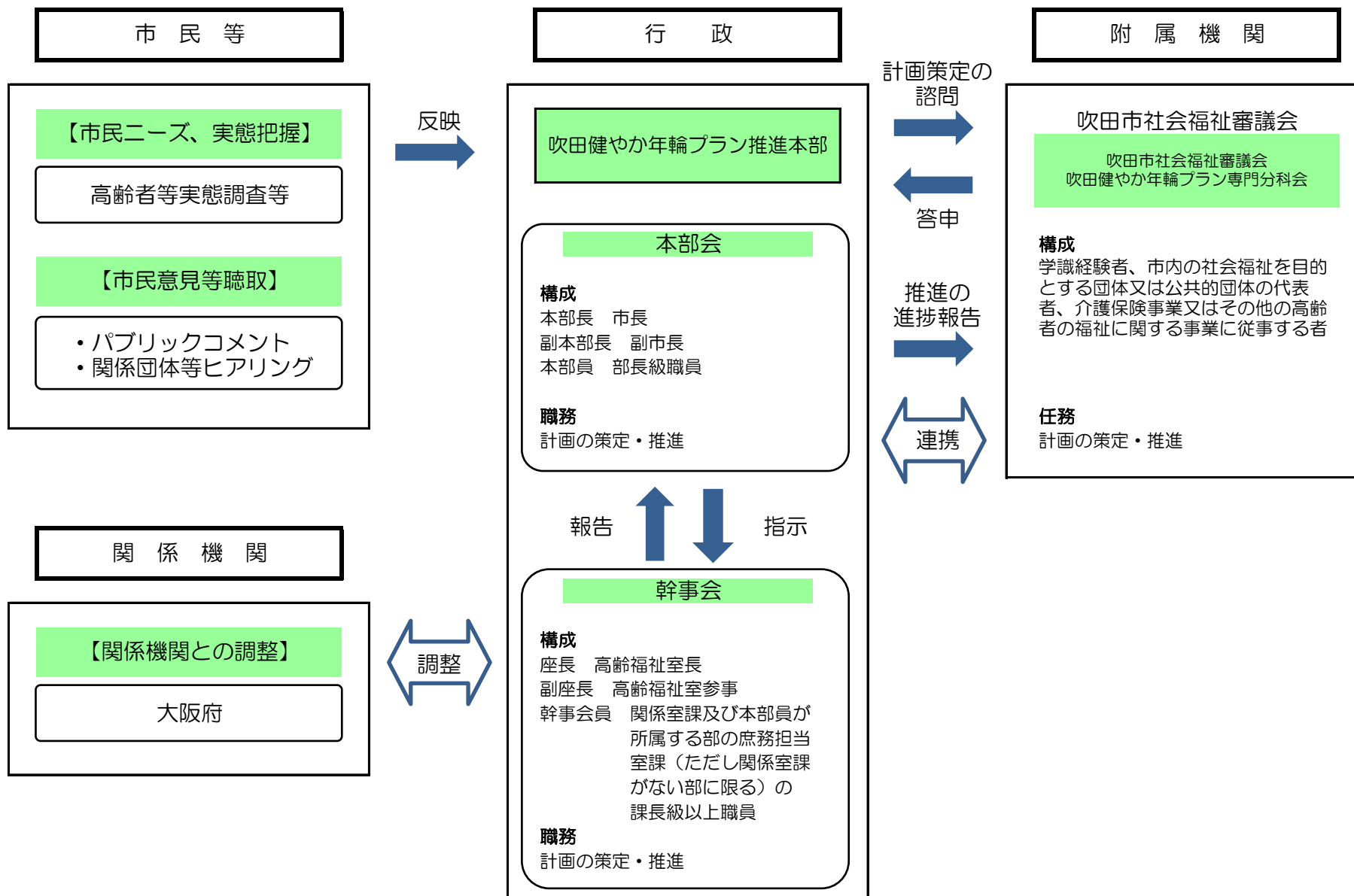
イ 実態調査の反映

第8期計画にかかる高齢者等実態調査（令和2年（2020年）2月）

ウ 市民意見の聴取

パブリックコメント実施予定（令和2年（2020年）12月）

吹田健やか年輪プラン推進・策定体制



吹田健やか年輪プラン 第7期～第8期の取組

| 計画期間 | 年度 | 時期等 | 取組内容等 | |
|------|--------|-----|-------------------------------------|-------------------------------|
| 第7期 | 2018年度 | | ・第7期プラン策定・周知 ・保険者機能強化推進交付金の評価 | |
| | 2019年度 | | ・第7期プラン中間報告（2019年度） ・高齢者等実態調査の実施 | |
| | 2020年度 | 7月 | 幹事会 本部会議 専門分科会 | ・高齢者等実態調査 結果報告 ・第7期プラン課題把握 |
| | | 9月 | 幹事会 専門分科会 | ・素案の検討 |
| | | 11月 | 幹事会 本部会議 専門分科会 | ・計画案決定 |
| | | 12月 | | ・パブリックコメント（市が実施） |
| | | 1月 | 幹事会 本部会議 専門分科会 | ・パブリックコメントを受け計画案を検討・決定 |
| 第8期 | 2021年度 | | ・介護保険法改正（予定） | |
| | 2022年度 | | ・第9期プランの策定準備 | |
| | 2023年度 | | ・第9期プランの策定 | |

∫

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 2025年度 | 団塊の世代がすべて75歳以上となる → 後期高齢者が5.6人に1人(※) |
|--------|--------------------------------------|

∫

| | |
|--------|--|
| 2040年度 | 団塊ジュニアの世代が高齢者となる → 2042年度に高齢者数がピークに(※) |
|--------|--|

(※) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）報告書」による